

仕様書

1. 業務名 令和2年度 尾鷲庁舎 樹木剪定業務

2. 履行期間 契約締結日から令和3年2月19日（金）まで

3. 履行場所 尾鷲市坂場西町1番1号（尾鷲庁舎敷地）

4. 業務概要

(1) 実施日 土日、休日を除く開庁日の任意の日

(2) 実施時間 8時30分～12時、13時～17時15分の適時

(3) 実施回数 1回

(4) 実施場所

別添「剪定作業箇所」のとおり

※国道42号側（約50m）、庁舎敷地側（約50m）のうち、高さ2m程度までの植樹帯から出た部分。

(5) 委託内容 剪定作業及び作業に伴うごみの運搬処理

5. その他

ア 実施日及び実施時間については、担当者と事前に調整を行うこと。

イ 剪定・除草作業は原則としてその日の作業区間について後片付け及び清掃まで完了させること。

ウ 作業にあたっては、周囲に対して安全を図ること。なお、建物施設及び配線配管類を損傷した場合は、受注者の責において補償等を行うこと。

エ 作業にあたっては、第三者への損害等を与えた場合は、速やかに発注担当者に報告するとともに、その処理解決にあたるものとする。

オ 道路使用許可申請等作業にあたり必要な関係官公署等への諸手続きは受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担すること。

カ 業務の履行確認として、「写真管理」を行うものとする。

「写真管理」については、以下のとおりとする。

ア 業務写真はカラーとする。

イ 撮影場所は、業務全体が把握できるように数箇所とする。

ウ 撮影時は、作業前、作業中（実施状況）、作業完了後とし、同アングルで撮影すること。

キ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人

等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- (ウ) 委託者に報告すること。
- (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ク 受託者がキ（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件落札資格停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。